【資料1】　　シルバー人材センター人材派遣事業のご案内

筑西市二木成1622番地3
茨城県シルバー人材センター連合会 筑西市事務所

この度は、当センターの人材派遣業務についてご検討いただき誠にありがとうございます。
事業概要は以下のとおりですので、ご確認くださいますようお願いいたします。

1.人材派遣事業とは

シルバー人材センターが雇用する会員を貴社に派遣し、貴社の責任・指揮命令のもとで契約書で定められた業務に従事するものをいいます。

2.派遣可能なお仕事・ご注意いただきたいこと

請負・委任契約でお引き受けできない業務（※1）は、派遣契約としてお引き受けできます。なお、派遣契約で就業する会員は、労働関係法規の適用を受ける"労働者" となるため、貴社には**労働関係法規の遵守のために必要な事項（※2）**の徹底・ご協力をお願いすることになります。

但し、**派遣契約でも受注できない業務（※3）**がありますのでご注意ください。

（※1）	■貴社の雇用する労働者と混在して行う業務 ■貴社の指揮命令を必要とする業務 ■内容が"単なる労働力の提供"である業務　など
（※2）	■「個別契約書」で定めた就業条件どおりの就業 ■「個別契約書」上の就業日に、貴社都合で就業会員を休ませた場合の、就業会員への休業補償支払いに伴う費用のご負担 ■就業開始から一定期間経過後に付与される、就業会員への有給休暇の取得に関するご理解とご協力 ■就業会員の賃金等待遇決定の根拠となる「比較対象労働者の待遇等に関する情報提供」のご提出　など
（※3）	■危険有害業務 ・車の運転、フォークリフト操作 ・溶接、玉掛け、クレーン操作 ・プレス機械等の重量機器の操作 ・高所作業（2メートル以上の足場での作業など） ・皮膚疾患等を伴う有害物質の取り扱い ・特定化学物質の取り扱い （労働安全衛生法施行令 別表第3で定められた化学物質） ・重量物の取り扱い（上限は10kg程度） ・深夜帯業務（午後10時00分～午前5時00分まで） ・安全衛生に関する法規制等の要求事項を遵守されていない業務 ・その他重大な災害に結びつく恐れのある業務　など ■法令禁止業務 ・警備業務 ・建設業務 ・医療機関での医療関連業務　など

3.就業会員の就業時間の制限

60歳以上の高齢者による就業となるため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び弊社規程により、派遣会員1名につき、原則として週20時間未満の就業時間の制限があります。そのため、週20時間以上の就業の場合は、人員を増やし、複数名でのローテーションとするなどの対応が必要となります。

4.ご依頼、就業、ご請求、賃金支払いまでの流れ

①貴社から、【提出書類1　就業会員（派遣）募集依頼書】及び【提出書類2　比較対象労働者の待遇等に関する情報提供】をご提出いただきます。
②ご提出いただいた内容を基に、貴社と協議をして就業会員の待遇等を決定します。
③当センターでご紹介する就業会員を選定します。
④就業会員が見つかり次第、【資料2　労働者派遣基本契約書】及び【資料3　労働者派遣個別契約書】を締結して就業開始となります。
⑤就業実績報告は、【資料4　勤務実績通知書】を当センターへご提出いただきます。
⑥就業実績報告を受け、当センターでご請求額を計算し貴社へご請求書をお送りしますので、記載されている指定口座へ振込みをお願いいたします。
⑦当センターから就業会員へ賃金を支払います

5.ご請求額

賃金ごとのご請求額は下表のとおりですが、次の場合は、派遣契約期間中であっても料金の変更が必要となります。
①最低賃金や消費税率の改定があったとき
②比較対象労働者の待遇が変更されたとき

【1時間当たりの派遣料金（例）】

就業会員賃金	事務費(就業会員賃金×20%)	計	消費税（計×10%）	ご請求額
1,136	227	1,363	136	1,499
1,140	228	1,368	136	1,504
1,150	230	1,380	138	1,518
1,200	240	1,440	144	1,584
1,250	250	1,500	150	1,650
1,300	260	1,560	156	1,716
1,350	270	1,620	162	1,782
1,400	280	1,680	168	1,848
1,450	290	1,740	174	1,914
1,500	300	1,800	180	1,980

※その他、交通費などの手当てが必要となる場合があります。